

宮古地区広域行政組合物品購入等指名競争入札心得

令和元年8月29日制定

(入札書記載事項)

第1条 入札書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名(物品名)
- (5) あて名(宮古地区広域行政組合管理者とする。)
- (6) 入札参加者住所・氏名・押印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・押印、頭書に「代理人」と記載する。)

(入札等)

第2条 入札は、入札案内通知書に記載の日時及び場所において行い、即時開札とする。

- 2 入札参加者は、仕様書、設計図書、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計図書、現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 3 入札書は、郵便をもって提出することができない。
- 4 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合において、代理人が委任状を持参しないとき、又は持参した委任状に不備があるときは失格となり当該入札に参加することができない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、免除とする。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退しようとする者は、次に掲げるところにより申し出なければならない。
 - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約担当者に直接持参又は郵送(入札前に到着するものに限る。)すること。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 入札執行回数は5回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
(無効の入札)

第6条 次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法(明治29年法律89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 代理人と認められない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
(落札者の決定)

第7条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売払い等の場合は最高の価格)をもって入札した者を落札者とする。

(落札者となるべき者が複数となった場合の落札者の決定)

第8条 落札者となるべき者が複数となった場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(異議の申立て)

第9条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(附則)

この心得は、令和元年9月1日から施行する。